

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 風に立つライオン基金（以下「本基金」という。）定款第45条第4項の規定に基づき、本基金の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 本基金の事務処理を行なう事務局として、事務内容に応じ、事務局・顕彰事務局・会員事務局・助成推進室・公演推進室・広報戦略室を置く。

2 局及び室の分掌は、別紙の「事務の分掌」に定める。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 局次長
- (3) 室長
- (4) 主査
- (5) 主務（事務員）

2 理事長は、必要に応じ、前項以外の職制を定めることができる。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 事務局は、理事長の命を受けて、常務理事が統括する。

2 事務局長は、常務理事を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、局次長が職務を代行する。

3 室長、主査及び主務は、常務理事の命を受けて、それぞれの事務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

第5章 事務処理

(文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、常務理事及び副理事長を経、理事長の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決裁)

第8条 緊急を要する事務で重要でないものは、常務理事の決裁によって処理することができる。但し、この場合においては、常務理事は遅滞なく理事長の承認を得なければならない。

(代理決裁)

第9条 理事長が出張等により不在である場合、副理事長が代理決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した副理事長は、事後速やかに理事長に報告しなければならない。

(規程外の対応)

第10条 本規程以外の事務局に関する事項で、公印及び文書に関する事項については、別に「文書管理規程」及び「印章取扱規程」に定める。

(細 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。(平成 28 年 9 月 27 日理事会議決)

別紙

本基金「事務局規定」に則り、以下のとおり本基金業務の分掌を定める。

1. 本基金の3局、3室を「業務部門」「事業部門」に大別して組織する。
 - ①業務部門：事務局・顕彰事務局・助成推進室
 - ②事業部門：公演推進室・会員事務局・広報戦略室
2. 前項で定めた2部門については、2名の常務理事がそれぞれ統括する。
3. 「支部」については、2部門共管とする。
4. 本基金の事業計画及び事業報告については、2名の常務理事が協議して起案する。
4. 局・室 分掌事務
 - (1) 事務局
 - ① 理事会及び評議員会に属すること
 - ② 登記・諸届に関すること
 - ③ 事務所の賃貸借及び火災保険に関すること
 - ④ 規程類の制定・改廃に関すること
 - ⑤ 役職員の人事・労務及び福利厚生に関すること
 - ⑥ 財務及び会計に関すること
 - ⑦ 事業計画書及び事業報告書の作成
 - ⑧ その他特命事項
 - (2) 顕彰事務局
 - ① 高校生ボランティア・アワードの企画・運営に関すること（公1）
 - ② 社会福祉団体、公共奉仕団体等の顕彰に関すること（公1）
 - ③ 選考委員会（事務局）に関すること
 - ④ その他特命事項
 - (3) 助成推進室
 - ① 助成支援事業に関すること（公2）
 - ② 社会福祉団体、公共奉仕団体等との連携に関すること
 - ③ 選考委員会（事務局）に関すること
 - ④ その他特命事項
 - (4) 公演推進室
 - ① チャリティコンサート等の公演の企画・運営に関すること（公2）
 - ② チャリティフェア等のイベントの企画・運営に関すること（公2）
 - ③ その他特命事項
 - (5) 会員事務局
 - ① 会員の募集・管理に関すること（会費に関するを含む）
 - ② 対価型個人協賛に係る支援グッズの企画・製作及び頒布に関すること（収1）
 - ③ 機関誌の発行・書籍の出版及び頒布に関すること
 - ④ その他特命事項

(6) 広報戦略室

- ① 情報ポータル事業に係る IT 関連業務に関すること（他 1）
- ② 広報全般に関すること
- ③ メディア対策に関すること
- ④ その他特命事項

注：公 1、公 2、他 1、収 1 は、本基金の認定申請書別紙 2：【法人の事業について】 1. 事業の一覧における公益目的事業等の事業番号と同じである。